10. 受験申込書記載事項の変更　受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地、現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を公益社団法人日本技術士会へ届けること。
11. 合格発表　平成29年12月に、試験に合格した者の氏名を技術士第一次試験合格者として官報で公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。
　合格発表後、受験者に成績を通知する。
12. 正答の公表　試験終了後、速やかに試験問題の正答を公表する。

平成29年度技術士第二次試験の実施

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成29年度技術士第二次試験の実施について、次のとおり公告する。

平成29年３月１日

文部科学大臣　松野　博一

平成29年度技術士第二次試験の実施について

１．受験資格　技術士補となる資格を有し、次のいずれかに該当する者

⑴　技術士補として技術士を補助したことがある者で、その補助した期間が通算して次に定める期間（⑵の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年
②　総合技術監理部門　７年

⑵　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務を行う者(注1)の監督(注2)の下に当該業務に従事した者で、その従事した期間が技術士補となる資格を有した後、通算して次に定める期間（⑴の期間を算入することができる。）を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　４年
②　総合技術監理部門　７年

（注１）　７年を超える業務経験を有し、かつ受験者を適切に監督することができる職務上の地位にある者。

（注２）　受験者が技術士となるのに必要な技能を修習することができるよう、指導、助言その他適切な手段により行われるもの。

⑶　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価（補助的業務を除く。）又はこれらに関する指導の業務に従事した期間が通算して次に定める期間を超える者。

①　総合技術監理部門を除く技術部門　７年
②　総合技術監理部門　10年
（既に総合技術監理部門以外の技術部門について技術士となる資格を有する者にあっては７年）

なお、⑴～⑶のいずれにおいても学校教育法による大学院修士課程（理科系統のものに限る。）若しくは専門職学位課程（理科系統のものに限る。）を修了し、又は博士課程（理科系統のものに限る。）に在学し、若しくは在学していた者にあっては、２年を限度として、当該期間からその在学した期間を減じた期間とする。

２．試験の方法　技術士第二次試験は、筆記試験及び口頭試験により行い、口頭試験は、筆記試験に合格した者について行う。

３．試験科目

⑴　試験は、21の技術部門について行う。
⑵　試験科目は、必須科目及び選択科目により行う。
⑶　既に総合技術監理部門を除くいずれかの技術部門の第二次試験に合格している者が、総合技術監理部門を既に合格している技術部門に対応する選択科目で受験する場合は、試験科目のうち選択科目を免除する。

４．試験の日時、試験地及び試験会場

⑴　筆記試験

期日
①　総合技術監理部門の必須科目　平成29年７月16日（日）
②　総合技術監理部門を除く技術部門及び総合技術監理部門の選択科目　平成29年７月17日（月・祝）

時間　午前９時から午後５時までの間であらかじめ受験者に通知する。

試験地及び試験会場　次のうち、受験者があらかじめ選択する試験地において行う。

北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県。

なお、試験会場については、６月中旬の官報に公告するとともに、あらかじめ受験者に通知する。

⑵　口頭試験

期日　平成29年11月から平成30年１月までのあらかじめ受験者に通知する日

時間　午前９時から午後５時までの間であらかじめ受験者に通知する。

試験地及び試験会場　東京都　試験会場は、あらかじめ受験者に通知する。

５．受験申込受付期間　平成29年４月７日（金）から４月28日（金）まで（土曜日・日曜日を除く。）

受験申込書類は、公益社団法人日本技術士会宛てに、原則郵送（書留郵便（４月28日（金）までの消印のあるものは有効。））で提出すること。

６．受験申込書類

⑴　技術士第二次試験受験申込書（６ヵ月以内に撮った半身脱帽の縦4.5cm、横3.5cmの写真１枚を貼付）
⑵　業務経歴票（証明書）
⑶　上記１．⑵に掲げる要件に該当する者については、技術士法施行規則様式第２の２に定める監督者要件証明書及び第２の３に定める監督内容証明書を提出すること。
⑷　総合技術監理部門の選択科目の免除に該当する場合には、技術士第二次試験合格証の写し、技術士第二次試験合格証明書、技術士登録証の写し又は技術士登録証明書のうちいずれかを提出すること。

７．受験手数料　14,000円

８．試験の実施に関する事務を行う機関及び申込書類提出先　指定試験機関公益社団法人日本技術士会　〒150―0043　東京都渋谷区道玄坂２丁目10番７号　新大宗ビル９階　電話番号03―3461―8827

９．受験申込書の取扱い　受験申込書を請求する者は、４月３日（月）から公益社団法人日本技術士会及び同会の北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（新潟市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）、九州（福岡市）の各地域本部等まで申し出ること。

なお、請求方法等の詳細については、公益社団法人日本技術士会ホームページ（ＵＲＬ　http://www.engineer.or.jp/）を参照する又は同会に直接問い合わせること。

10. 受験申込書記載事項の変更　受験申込書が受理された後、当該申込書に記載されている氏名、本籍地、現住所に変更が生じたときは、その都度、氏名、受験番号を明らかにして、その旨を公益社団法人日本技術士会へ届けること。
11. 合格発表　筆記試験については、平成29年10月に受験者に合否を通知する。
　また、口頭試験については、平成30年３月に試験に合格した者の氏名を技術士第二次試験合格者として官報で公告するとともに、本人宛てに合格証を送付する。
　筆記試験及び口頭試験の合格発表後、受験者に成績を通知する。
12. 正答の公表　筆記試験終了後、速やかに択一問題の正答を公表する。

平成28年度１級及び２級造園施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

平成28年度１級及び２級造園施工管理技術検定の合格者並びに合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年３月１日

国土交通大臣　石井　啓一

１　合格者の受験番号の掲示　平成28年度１級及び２級造園施工管理技術検定に合格した者の受験番号を次の国土交通省各地方整備局、同北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局及び一般財団法人全国建設研修センターにおいて、当該地区（一般財団法人全国建設研修センターは全地区）の合格者の受験番号を掲示する。

札幌市北区北八条西２丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課

仙台市青葉区本町３－３－１　国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課

さいたま市中央区新都心２－１　国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課

新潟市中央区美咲町１－１－１　国土交通省北陸地方整備局建政部都市・住宅整備課

名古屋市中区三の丸２－５－１　国土交通省中部地方整備局建政部都市整備課

大阪市中央区大手前１－５－44　国土交通省近畿地方整備局建政部都市整備課